

# 令和元年度 社会福祉法人の地域貢献に係る地域協議会

日 時 令和元年6月3日（月）10:00～

場 所 横浜市健康福祉総合センター8階 大会議室8AB

## 《次 第》

1 開 会 10:00～（5分）

2 議 事

（1）平成30年度決算における社会福祉充実計画の策定状況について 10:05～（1分）

（2）横浜市内における社会福祉法人・施設の「地域における公益的な取組」実施状況

【資料1】 10:06～（9分）

（3）先進事例の報告

【資料2】 10:15～（70分）

ア 事例報告

社会福祉法人たちばな会 理事長

特別養護老人ホーム天王森の郷 施設長 鈴木 啓正 氏

和泉第一高齢者居場所づくり担い手代表 中嶋 光代 氏

イ 意見交換 ～横浜市内で地域貢献活動を推進していくために必要なこと～

（3）社会福祉法人・施設の地域貢献活動推進に向けた支援機関の役割

【資料3】 11:25～（25分）

ア 横浜市社協・各区社協の取組説明

イ 意見交換 ～地域貢献活動推進に向けた支援機関の役割～

3 閉 会 11:50

## 【資料】

資料1：横浜市内における社会福祉法人・施設の「地域における公益的な取組」実施状況

資料2：泉サポートプロジェクトの取組（～生活支援体制整備事業との融合～）

資料3：社会福祉法人・施設の地域貢献活動推進に向けた支援機関の役割

－横浜市社協・区社協の取組－

## 横浜市内における社会福祉法人・施設の「地域における公益的な取組」実施状況

## 1 「地域における公益的な取組」とは

※厚労省資料に基づき整理

「地域における公益的な取組」は、次のア～ウ全ての要件を満たす必要がある。

## ア 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

(該当し得るものの例)

- ・地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動

(該当しないものの例)

- ・当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動
- ・環境美化活動や防犯活動

## イ 日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対する福祉サービスであること

(該当し得るものの例)

- ・要支援・要介護高齢者に対する入退院支援
- ・子育て家族への交流の場の提供
- ・家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援

(該当しないものの例)

- ・自ら移動することが容易な者に対する移動手段の提供
- ・地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供
- ・一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援

## ウ 無料又は低額な料金を提供されること

(該当し得るものの例)

- ・法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合
- ・法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するもの

(該当しないものの例)

- ・自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合

## 2 横浜市所管法人（266 法人）のうち、「地域における公益的な取組」を実施している法人数

**76 法人**（うち健康福祉局所管：51 法人、こども青少年局所管：25 法人）

（出典：平成 30 年 4 月 1 日現在 現況報告書）

## 3 「地域における公益的な取組」の例

- ・コミュニティサロンの運営
- ・生活困窮者支援事業（生活に関する相談受付、住居支援等）
- ・移動に困難を抱える高齢者等に対する移動手段の提供
- ・子育て世代への交流の場の提供
- ・就労訓練者の受け入れの実施 等

（出典：平成 30 年 4 月 1 日現在 現況報告書）

◆重点項目 <柱3-2>

多様な主体の連携・協働による地域づくり

現状と課題

社会福祉法人の地域貢献の推進

- ◆社会福祉法人は、これまで施設運営や事業・サービス提供を通じて住民の暮らしを支えてきました。また、地域に根ざした法人の中には、住民とともに地域活動に取り組んできたところも多くあります。
- ◆社会福祉法の改正等により、社会福祉法人は公益性・非営利性を備えた法人として、地域貢献への期待が高まっています。各法人・施設が地域に開かれ、施設利用者を含めて地域とつながるとともに、運営施設や実施事業の特徴を生かしながら、地域ごとのニーズに合わせた取組を進めていくことが重要です。

企業、NPO法人、学校等との連携強化

- ◆第1期市計画以降、地域福祉保健に関わる施設や企業等との連携・協働による取組が推進されており、住民・住民組織との交流やイベント、地域行事への参加等は多くの区で取り組まれています。
- ◆施設や企業との連携による見守りネットワークの構築や食支援（フードバンク等の取組）等が複数の区で取り組まれるようになってきており、課題への対応の幅が広がってきています。
- ◆施設や企業との連携による地域活動が広がりを見せる一方で、継続性・一貫性が課題となっている地域もあります。
- ◆今後も複雑・多様化する地域の課題を早期に発見して支援につなげ、住民の生活を地域で支えていくためには、地域の多様な主体がそれぞれの役割や特徴を最大限に発揮しながら、連携・協働した取組を一層進めていくことが必要です。

柱3-2-1	柱3-2-2
社会福祉法人の地域貢献の推進	企業、NPO法人、学校等との連携強化

目指す姿

- ◇住民・住民組織と地域にある社会福祉法人等の施設、企業、NPO法人、学校等、地域の多様な主体が、それぞれの強みや経験を生かしながら、地域の課題に対して連携・協働する取組が広がっています。
- ◇地域の多様な主体と連携を図りながら、困りごとを抱えている人の就労体験ができる場をはじめ、全ての人の社会参加につながる場が地域の中で確保されています。

重点項目3-2活動指標	現状値（平成29年度末）	目指す方向性
地域貢献活動を実施している社会福祉法人数	76法人	↗

## コラム 「てのひら食堂」～社会福祉法人横浜愛隣会「更生施設 民衆館」(南区)～

「民衆館」は、様々な理由によって単身で生活することが難しくなっている方をサポートし、自立に向けた支援を行う入所型施設です。戦前から被災者や失業者・生活困窮者などの支援のため運営していた簡易宿泊所を前身とし、昭和58年に社会福祉法人としての認可を受け、以降、生活保護法の更生施設として更なる支援を続ける歴史ある施設です。

民衆館では生活困窮者支援は行っているものの、子どもたちを支援する取組に携わったことはありませんでした。しかし「子どもの貧困」への取組として子ども食堂を開設できないかと南区社協に相談し、地域のボランティアグループ、地域ケアプラザ、町内会長、母子生活支援施設なども交えた検討会を実施しました。検討の中ではその必要性を確認しながらも、「貧困層を想定すると、周囲の目が気になり参加につながりにくいのでは」と懸念する意見もあり、誰でも参加できる「居場所」を目的とした「てのひら食堂」を月1回開催することになりました。広く間口をあげ、参加した子どもたちの中から支援が必要な世帯の発見を目指すことにしたのです。

民衆館が提供できるのは施設（厨房・講堂）、調理スタッフ、資金などですが、一方で子どもの対応に慣れたスタッフや地域食堂運営の経験は不足しています。そこでノウハウのある地域ケアプラザや地域のボランティアグループ、母子生活支援施設と共催という形をとりました。更に、毎月第3土曜日にそれぞれ活動をしているグループがあったことから、「てのひら食堂」は第1土曜日に開催することに。今では地域ケアプラザの働きかけもあり、団体同士のつながりによって「地域のどこかで毎週土曜日に同じ時刻、金額で食堂が開かれている」という状況を提供して、更に地域に根付くよう工夫をしています。

当初の予想より、多くの参加を得て取組の手ごたえを感じています。

また、取組を通して生みだされたネットワークを生かし、数年後には学習支援など新たな展開につながることも期待されています。



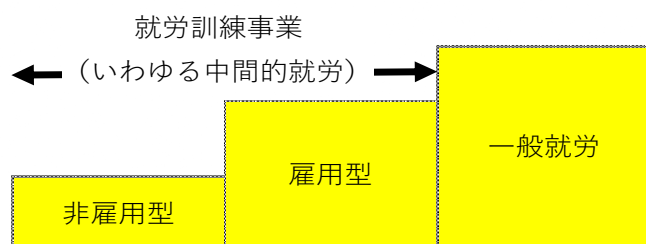
## コラム 生活困窮者自立支援制度における就労訓練事業（いわゆる中間的就労）

働いたことがなくて不安、働くことに自信を失ってしまった、仕事が長続きしたことがない…、このような状態にあると就職活動を開始することやすぐに働くことが難しいこともあります。

就労訓練事業は、企業やNPO法人、社会福祉法人等が職場体験や短時間就労の機会を提供し、本人の「働きたい」という意欲を後押しする事業です。福祉的就労と一般就労の間に位置することから中間的就労と呼ばれています。

雇用契約を結ばず、働くために必要なスキルの習得や職場環境への適応を支援する「非雇用型」と雇用契約を締結し、勤務時間や仕事内容等、本人の状況に配慮した就労の場を提供する「雇用型」の2つの形態があります。

更に、就労訓練事業は、働く意欲の向上だけでなく、社会とのつながりを感じることができる機会ともなるため、地域の多様な主体と連携、協働しながら、協力いただける事業所を増やしていきます。



- ◆重点項目<柱3-2>  
多様な主体の連携・協働による地域づくり

## <柱3-2-1>

# 社会福祉法人の地域貢献の推進

社会福祉法の改正により、改めて地域福祉の担い手として期待される社会福祉法人・施設が、その特徴や専門性を発揮して地域貢献活動に取り組めるよう支援します。

### 主な取組

#### 周知・啓発

- 社会福祉法人が地域の活動団体と連携・協働するメリットの周知<市>
- 地域ニーズを把握するためのデータの提供や、市内外の取組事例の紹介等を通じた取組支援<市>
- 市社協の会員施設の種別ごとの部会や研修等、様々な機会を通じた地域貢献活動の意義や必要性の周知<市社協>

#### 取組の見える化

- 市内の社会福祉法人・施設が取り組む地域貢献活動の事例発表会の開催及び事例集の作成による取組の促進<市社協>

#### 検討の場

- 地域協議会の設置、開催を通じて、社会福祉法人が地域と共に地域の福祉ニーズを検討する機会の促進<市>

#### 実態把握・コーディネート

- 社会福祉法人・施設による地域貢献活動事例の調査<市社協>
- 社会福祉法人・施設の地域貢献活動において、市域共通で取り組む課題の整理と社会福祉法人・施設への提案<市社協>
- 区社協と連携した、地域と社会福祉法人・施設とのコーディネート<市社協>
- 社会福祉法人・施設と地域の連携による地域課題を解決する取組の拡充<市社協>

### コラム 大規模災害時における法人・施設の相互支援体制の整備

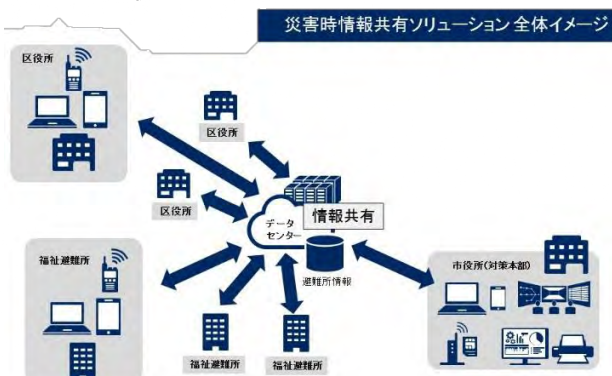
横浜市では大規模な災害が発生した場合、福祉避難所（※）を開設し要援護者の受け入れを進めることとなります。この避難場所が円滑に運営され、必要な支援が必要な人に届くようにするためには、横浜市や各法人・施設の相互支援体制づくりを進める必要があります。

※福祉避難所＝地域防災拠点での避難生活が難しいと判断された方を受け入れる避難場所。高齢者・障害者・児童福祉施設、地域ケアプラザなどのうち横浜市と協定を締結している施設で、市内に491か所がある。（平成30年4月末現在）

この体制づくりのために、横浜市社協高齢福祉部会と横浜市で検討・協議を重ね、以下の取組について検討を行っています。

#### ▶相互支援体制

- ・福祉避難所となる施設の被災状況等を共有するシステムづくり
- ・必要な物資等の情報共有と提供



## コラム 社会福祉法人が『ALLとつか』で取り組む地域づくり

戸塚区では、区内の社会福祉法人や施設が、高齢、障害、子ども等の分野を越えて社会福祉法人同士いつでも連携できるネットワーク体制を構築し、地域とともに、個別課題から地域全体の課題を相互に共有し課題解決や体制づくりについて柔軟に考える場として、「社会福祉法人と地域つながる連絡会」を開催しています。

この連絡会を基盤に、既存の制度やサービスでは対応できない狭間の問題に対し、民間組織である社会福祉法人の強みと専門性を生かした様々な取組や支援を行っています。

### ＊ 「集いの場」の設置

施設のフリースペース等を活用し、地域住民とともに多世代交流のサロンや地域食堂を開設しています。施設職員も同席しているため、参加者は、地域とのつながり・交流の場としてだけでなく、施設職員から、生活支援や介護支援に関する専門的なアドバイスをもらえる課題解決の場にもなっています。

### ＊ 複数の施設がチームになって行う移動支援

買物に不便を感じている人や、参加したくても身体的な理由から地域のサロンや昼食会へ参加できなかった高齢者のために、複数の法人・施設が協力し、施設の所有する車両を活用した送迎・移動支援を行っています。一法人や施設が単独で行くと負担が大きいことも、ネットワークを生かして複数の法人や施設がチームとして連携した支援を行うことで、小規模法人でも地域貢献の可能性を広げることができます。また、相談窓口となった施設で対応が難しい場合は、チーム内で調整することができ、円滑に支援を行うことができます。

### ＊ 「ひとりの困りごとも見逃さない！」個別ケース・ニーズへの対応（一例）

#### ○ ごみ問題を抱えている人への支援

ごみの撤去を地域と社会福祉法人が協力して行うだけでなく、本人の置かれた状況に専門職として向き合い、本人と信頼関係を築きながら、ごみ屋敷になってしまった背景に潜む課題を一つひとつ解決し、自立に向けた支援を行っています。



#### ○ 生活困窮者への自立支援

相談窓口として地域に定着しつつある社会福祉法人・施設が、区社協と連携し、相談を受けらる中で必要な人へ生活必需品（食料含む）を緊急・迅速・的確に提供する体制を作っています。更に、「子ども」を通して地域とつながっている保育所には情報が集まりやすいため、その利点を生かし、区社協への寄付物品の活用と結びつけて、必要度の高い世帯へ保育所を通じて物品を配分する仕組みを試みています。そして、物品の提供にとどまることなく、専門職として本人（世帯）の自立に向けた支援に継続して取り組んでいます。

#### ○ 未来を担う子どもへの支援

24時間365日職員が常駐している特別養護老人ホームでは、一人ひとりの子どもにあった時間を過ごすための居場所の提供や、経済的困窮に陥っている子ども・その家族へ入浴設備や食事の提供をしています。

# 泉サポートプロジェクトの取組 (～生活支援体制整備事業との融合～)

ネットワークで移動を支える。

そして、これから…。



# 目次

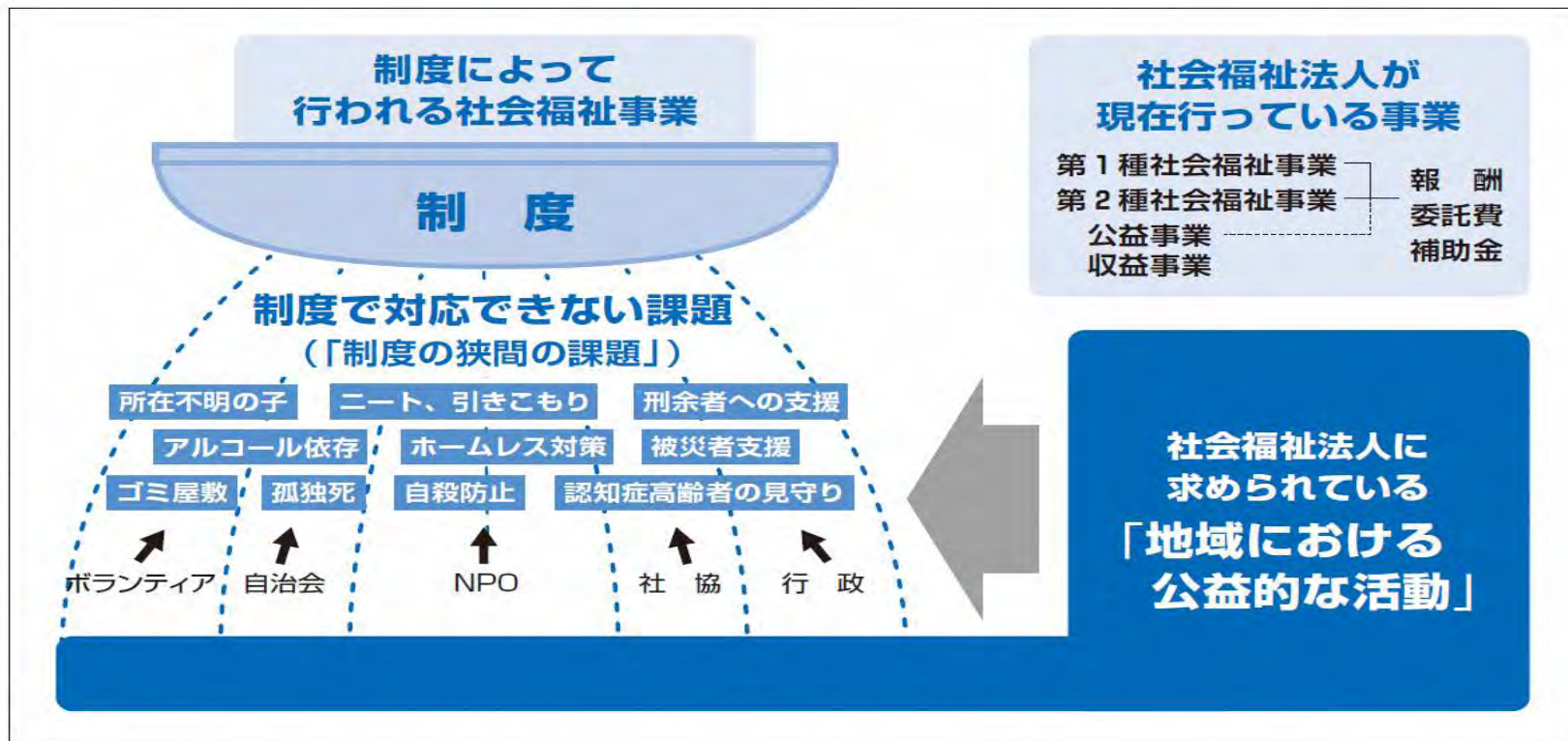
- 泉サポートプロジェクトの発足
- 泉サポートプロジェクトの取組  
～各地域ケアプラザエリア～  
(富士見が丘地域の取組紹介)
- 泉サポートプロジェクトの今後



# 泉サポートプロジェクトの発足

## 社会福祉法の一部改正（平成28年）

- 地域における公益的な取組を実施する責務



# 泉サポートプロジェクトの発足 生活支援体制整備事業の目的



関連し合いながら発展

# 泉サポートプロジェクトの発足

社福法改正に伴う  
公益的な取組



生活支援体制整備事業



移動困難者の支援（泉区のニーズ）  
その他、ちょっとした困りごとの手伝い（祭りの  
手伝いや雑草とり）、部屋や備品等の無料貸出

# 【参考】今回の取り組みにおける 「移動困難者」の状態像について

## 「移動困難者」対象イメージ図

### 「地域でつくる移動支援」

\* 閉じこもりがちな高齢者等が、移動手段を得ることで、いきいきと過ごせる！



### 要介護認定 自立～要支援1程度

\* 病気や膝・腰の痛み等により、外に出る機会が少なくなっている。  
(例:ここ最近まで、歩いて500mくらいの町内会のサロンや体操教室に行けていたが、今は家の前にある、郵便ポストの新聞を取るくらいが限界。)

タクシー・  
介護タクシー

福祉有償運送  
(社協、NPO等)



### 要支援1～要介護1程度

\* 杖などを使えば歩けるが、見守りや介助が必要



通院等乗降介助  
(介護保険サービス)

### 要介護1程度～要介護5

\* 外出は専ら車椅子。車に移る時も、介助が必要

# 泉サポートプロジェクトの取組

## プロジェクトの成り立ち

泉区社協 「専門機関部会」でアンケート実施



約100団体ある部会員の中から、「地域貢献・公益的活動」への取組を実施、検討している団体（約30団体）が参加してプロジェクトを立ちあげ。

→ ～福祉団体地域活動支援事業～

「泉サポートプロジェクト」と命名

# 泉サポートプロジェクトの取組

## プロジェクトの構成メンバー

- 社会福祉法人  
(高齢・障がい・児童関連の施設、地域ケプラザ)
  - NPO法人(障害者地域作業所等)
  - 医療法人
  - 財団法人(保育所)
- \*メンバーは、特養、老健、グループホーム、地域作業所、保育所、学校など様々。  
→それぞれの強みを生かして…。

# 地域ケアプラザエリアでの事例

## ①新橋地域ケアプラザエリア

→エリア内の5社福法人と3連合町内会をマッチング。共同運行による食事会や敬老会の送迎

## ②踊場地域ケアプラザエリア

→ケアプラザの車両による高齢者向けサロン、食事会の送迎

## ③上飯田地域ケアプラザエリア

→ケアプラザの車両による食事会の送迎。特養との共同運行による敬老会の送迎



# 地域ケアプラザエリアでの事例

## ④いずみ中央地域ケアプラザエリア

→施設職員がケアプラザと担い手向けの介護講座。  
ケアプラザ車両での食事会送迎試行中。

## ⑤いずみ野地域ケアプラザエリア

→特養とケアプラザが健康づくりイベント連携実施。  
子育てネットワーク連絡会に協力し  
子育てイベント(芝生、プール遊び等)。

## ⑥下和泉地域ケアプラザエリア

→特養車両による高齢者サロンの  
送迎。地域イベント時の共同運行  
を実施。他会場等貸出し等。





# 下和泉地域ケアプラザエリア (富士見が丘地域の紹介①)



地域の困り事を聞き取りしていく中で  
富士見が丘地域の方からこんな声が・・・

**「足腰の衰えで、サロンに来ていたのに来られない人がいる」**



そのサロンは・・・「高齢者居場所づくり(サロン)」(地域主体)

・毎週木曜日9:00～12:00    ・対象:65歳以上の町内在住者



「ちょっとした手助けがあれば参加できる？」

天王森の郷職員、サロン関係者、民児協、  
ケアプラザ、区社協等が集まり、それぞれ  
ができることを何度も話し合い、対象者の

イメージ共有、走行ルートや手段を調整して……

# 富士見が丘地域の紹介②

月に1回、施設のデイサービス車両が  
空いている時間に、「自宅～会場」の送迎開始！！

○車両提供：特別養護老人ホーム天王森の郷

○利用者選定と調整（説明等）

：包括職員・サロン代表と世話役

○全体コーディネート：ケアプラザ（第2層生活支援  
CO,包括職員）、施設職員、区社協

○運転ドライバー

：施設デイサービス運転手

○添乗：施設職員と  
サロン担い手（顔見知り）



# 富士見が丘地域の紹介③

その後、天王森の郷の他、近隣施設の活動ホームいずみ会館、グリーンヒル泉・横浜、下和泉地域ケアプラザが連携し、年一回「**連合・地区社協主催/一人暮らし高齢者の忘年会**」(会場:天王森の郷)では、参加者77名のうち29名の送迎を行いました。



**【連携】** 年に数回、「下和泉・富士見が丘地区施設連絡会」を開催し、地域役員と福祉施設(高齢、障がい、保育関係)で施設と地域との顔の見える関係づくりについて話し合っています。



# 泉サポートプロジェクトの取組

地域のちょっとした困りごとを、  
できることから少しずつ。

移動支援以外・・・こんなことも・・・

- 地域サロンや講習会会場として諸室の無償提供
- 備品の無料貸出や地域備品の保管
- 雑草取り等生活支援 ※見守り連携や困り事支援
- 施設のトイレやイベント時の駐車場の開放(貸出)
- 在宅介護や救急救命講座等の開催
- 地域が実施する講座への専門職の派遣
- 夏祭りなどのイベント等の手伝い
- 地区社協の役員会や定例会への参加 など

# 泉サポートプロジェクトの今後

## ～泉区の特徴を生かして～

- (1) 地域ケアプラザエリアによる取組推進
- (2) 移動支援への取組には、アドバイザーを派遣
  - ① ニーズ調査、アンケート調査
  - ② 研修会実施、人材確保
  - ③ 当該地区にあった移動支援の検討
  - ④ 移動支援活動マニュアルなど
- (3) 地区社協や民生委員等との情報交換会  
→ ゆるやかな見守りやつながりへ
- (4) 送迎活動等からちょっとした困りごと「生の声」  
→ ちょっとボランティア活動への支援
- (5) 地域作業所や保育所、学校等との連携 など

# 泉サポートプロジェクトの今後

～泉区の特徴を生かして～



社会福祉法人・施設の地域貢献活動推進に向けた支援機関の役割  
 - 横浜市社協・区社協の取組 -

## 1. 横浜市社協の取組

### (1) 社会福祉法人・施設と区社協のネットワーク構築

#### ア 区社協担当者の設置推進と情報共有支援

- 法人・施設の相談先を明確にするため、各区社協に担当者の設置を推進（18区設置）
- 推進に向けた意識づけ、事例共有、課題検討の場として区社協担当者会議を実施
- 法人・施設の地域貢献に係る各区における情報のとりまとめと共有の実施

#### イ 市社協会員法人・施設向け周知

- 会員法人・施設向け周知チラシの作成と配布

#### ウ 区におけるコーディネート体制の整備（モデル実施） 新規

- 市社協会員施設と区社協をつなぐとともに、区社協と連携し、社会福祉法人・施設と地域ニーズのコーディネート体制の整備を進める。（3～4区の実施を予定）

### (2) 社会福祉法人・施設の地域貢献活動の見える化

- よこはま地域福祉フォーラムを活用し、社会福祉法人・施設の地域における公益的な取組等の事例報告を実施（報告書にまとめ、情報を発信）

### (3) 横浜市地域協議会の実施（市役所との協働）

## 2. 区社協の取組

区	施設種別	取組内容	区社協の関わり
神奈川区	・特別養護老人ホーム	・地区ボランティアセンターの担い手として法人・施設職員が参画して活動を実施	<p>【「法人・施設×地域ニーズ」のつながり】</p> <p>区社協は、地区の福祉施設連絡会、区社協の部会で地域貢献の考え方や取組みを情報提供し、きっかけづくりを実施。</p> <p>また、地域ケアプラザと連携して地区ボランティアセンターへ働きかけ、法人・施設職員が参画する機会を提供した。</p>

西区	・法人型地域活動ホーム	・施設の車両を生かした移動支援バスの運行	<p>【「法人・施設×地域ニーズ」のつなぎ】</p> <p>地域ケアプラザが自治会と共に行ったニーズ調査から移動支援の必要性を把握。車両による移動支援について施設へ相談し、車両提供のきっかけづくりを行うと共に、住民と一緒に考えていくための実行委員会を立ち上げる。</p> <p>区社協は地域貢献の考え方や移動支援を実施する際の注意点等を情報提供することで、地域ケアプラザと共に実行委員会を継続的に支援し、取組が始まった。また、他の法人・施設へも働きかけて、新たな取組を支援している。</p>
港南区	・特別養護老人ホーム ・民間企業 ・老人保健施設	<p>・地域における車両による移動支援の体制構築のためのニーズ・資源調査</p> <p>・取組拡充を目的としたツールの作成</p> <p>・区社協の強みを生かしたネットワークの充実等</p>	<p>【社福×企業×医療法人のネットワークの構築】</p> <p>地域課題であった移動支援に焦点をあて1層協議体で検討を開始。地域で実績を重ねながら、一つの課題解決のために多様な機関が参画するネットワークを構築、現在までに地域と3社福法人・7企業・1医療法人が協働で活動を行っている。</p> <p>この取組を更に拡充するため、チラシや活動中に掲示するステッカーを作成する等活動の基盤整備を促進することで、協力事業者や取組実績も増加している。</p>
青葉区	・特別養護老人ホーム	・施設の間を生かした子ども食堂の実施	<p>【活動立ち上げ支援】</p> <p>区社協が法人・施設から子ども食堂について相談を受け、取組を始める段取りの検討や、助成金情報の提供をしながら活動を立ち上げる支援を行っている。</p>
瀬谷区	・特別養護老人ホーム ・地域活動ホーム ・地域ケアプラザ	・区内の福祉施設・医療施設の設備を生かしたトイレ提供（貸出）の実施及び提供場所の可視化	<p>【「法人・施設×地域ニーズ」のつなぎ】</p> <p>区社協の分科会において障害者や高齢者の外出支援について検討し、法人・施設が取り組むきっかけづくりを実施。</p> <p>外出先でトイレが心配というニーズに応えるため、施設設備を生かした地域貢献活動として住民へのトイレの貸出が分科会で提案される。区社協は、他の法人・施設への声掛けや可視化するためのマップの作成を支援している。</p>

※横浜市社協で把握している事例の抜粋です。

※地域協議会でご報告いただいた中区（神奈川県匡済会様）、南区（横浜愛隣会様）、戸塚区（松緑会様）、泉区（たちばな会様）の事例は除いています。